

自衛消防組織の設置（消防法第8条の2の5）

特に大規模な防火対象物の管理権原者は、自衛消防業務講習の修了者など、一定の資格を有する者を統括管理者とする自衛消防組織を設置

防災管理制度（消防法第36条）

特に大規模な建築物等の管理権原者は、地震等の被害軽減のため、火災への対応と同様に防災管理者の選任、統括防災管理、防災管理点検を実施（防火管理制度の準用）

■ 対象となる防火対象物

共同住宅(5)項口
格納庫等(13)項口
倉庫(14)項

以外のすべての用途で

- ① 階数が11以上の防火対象物で延べ面積が10,000㎡以上
- ② 階数が5以上10以下の防火対象物で延べ面積が20,000㎡以上
- ③ 階数が4以下の防火対象物で延べ面積が50,000㎡以上
- ④ 地下街で延べ面積が1,000㎡以上

※ 複合用途防火対象物については、5項口、13項口、14項以外の用途に供される部分の床面積の合計により算定。

